

畜産農家の皆様へ

(北陸地方版)

# 河川堤防の刈草を 活用しませんか

《河川堤防の刈草を家畜の飼料に》



農林水産省



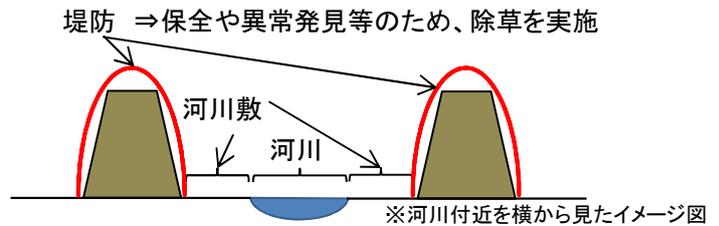
国土交通省

## 河川堤防の刈草とは

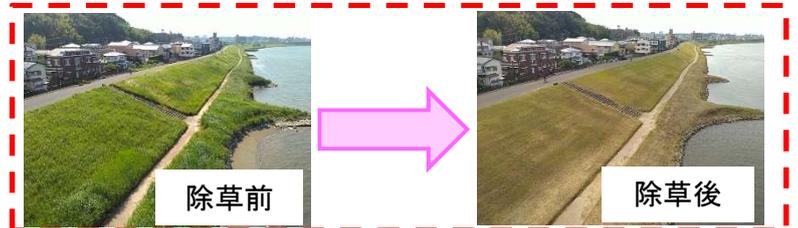
国土交通省が管理する全国の一級河川では、堤防の保全や異常の早期発見等を目的として、定期的に除草を行っています。この刈草を有効活用するため、無償で提供しています。



除草工事の状況



※河川付近を横から見たイメージ図



堤防除草状況の一例です。

無償提供している河川においては、集草、ロール化したものを、一般の方々に持ち帰っていただいています。

■ 除草は概ね5月～12月頃の間で、年2回程度実施しています。

■ 刈草は主に芝ですが、トールフェスク、オーチャードグラスなどの牧草やカヤ、ススキなどの野草が含まれ、飼料として活用することが可能です。

### ※ ご注意ください

- ・堤防管理のため芝を張りますが、年数を経るとともに様々な草が混入し、記載以外の草が主となる場合や有害植物が混入している場合があります。このため、栄養成分は地域や管理状況により異なります。
- ・刈草には植生管理のため、化学肥料を散布していることがあります。

## 刈草受取までの流れ(一例)



■ 除草の時期・回数・刈草の状況、受取までの流れは、地域によって大きく異なるため、詳細は国土交通省の河川事務所へお問い合わせ下さい。

## 利用にあたっての注意事項

以下の注意事項をご確認の上、利用者ご自身で刈草が用途に適合しているかご判断下さい。また、家畜に給与等される際にも、ご自身で判断の上、責任をもって対応されるようお願いいたします。なお、注意事項をお守りいただけない場合には利用の希望に添えない可能性があります。詳細については次ページの「お問い合わせ先」へご確認ください。

- ① 堤防管理や周辺環境への影響のため、集草・運搬は指定された期間内に行ってください。
- ② 除草前に目視で異物の除去を行っていますが、取り切れない異物等が混入している場合がありますので、ご利用の際には十分注意して下さい。
- ③ 河川堤防には外来種も含め多種多様な種類の草が混在しており、また、提供する刈草には前回刈った刈草が混ざる場合があります。有害植物の混入、刈草の栄養価のばらつき、雑草種子の堆肥を介した農地への侵入の懸念があるため、ご利用の際には十分注意して下さい。



異物等の除去状況(例)

※有害植物の例

ワルナスビ、ヨウシュヤマゴボウ、イチビなど

⇒家畜が摂取することで、

流産・下痢嘔吐などの中毒症状や

牛乳の異臭などが発生すること、堆肥を通じて外来種や防除の困難な

雑草の種子がほ場に侵入することがあります。



ワルナスビ



ヨウシュ  
ヤマゴボウ



イチビ

- ④ 刈草は、放射性セシウム濃度が暫定許容値以下のものを利用する必要があります。その地域の刈草の利用の可否については、河川事務所にお問い合わせ下さい。
- ⑤ 万が一、提供した刈草により農作物及び家畜等に事故等が発生しても、河川管理者は一切の責任を負いません。
- ⑥ 引き取った刈草は、営利目的の転売や不法投棄等をしないでください。

## お問い合わせ先

お問い合わせは、お住まいの地域の国土交通省の開発建設部又は河川事務所までお願いします。ただし、地域の除草方法によって刈草の提供形態が異なっていたり、無償提供を行っていない事務所等もございますので、予めご承知おきください。

### 国土交通省 北陸地方整備局管内の連絡先

水系	河川	都道府県	市町村	国土交通省 河川関係事務所・出張所		
				名称	電話番号	HP（堤防刈草関係）
荒川水系	荒川	新潟県	村上市、胎内市、関川村	羽越河川国道事務所 工務第一課	0254-62-6032	<a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/uetsu/">https://www.hrr.mlit.go.jp/uetsu/</a>
阿賀野川水系	阿賀野川、早出川	新潟県	新潟市、五泉市、阿賀野市	阿賀野川河川事務所 管理課	0250-23-4367	<a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/agano/">https://www.hrr.mlit.go.jp/agano/</a>
	阿賀川、日橋川、湯川	福島県	会津若松市、喜多方市、会津坂下町、会津美里町、湯川村	阿賀川河川事務所 管理課	0242-26-6873	<a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/agagawa/">https://www.hrr.mlit.go.jp/agagawa/</a>
信濃川水系	信濃川下流、関屋分水路、中ノ口川	新潟県	新潟市、長岡市、三条市、燕市、加茂市、田上町	信濃川下流河川事務所 管理課	025-266-7291	<a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/shinaga/">https://www.hrr.mlit.go.jp/shinaga/</a>
	信濃川、魚野川、太田川	新潟県	長岡市、燕市、小千谷市、十日町市、魚沼市、南魚沼市	信濃川河川事務所 管理課	0258-32-3259	<a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/shinano/">https://www.hrr.mlit.go.jp/shinano/</a>
	千曲川、犀川、奈良井川、高瀬川	長野県	長野市、松本市、中野市、須坂市、千曲市、上田市、飯山市、安曇野市、小布施町、坂城町、生坂村、木島平村、野沢温泉村	千曲川河川事務所 管理課	026-227-9261	<a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/chikumama/">https://www.hrr.mlit.go.jp/chikumama/</a>
関川水系	関川、保倉川	新潟県	上越市	高田河川国道事務所 河川管理課	025-521-4542	<a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/takada/">https://www.hrr.mlit.go.jp/takada/</a>
姫川水系	姫川	新潟県	糸魚川市			
黒部川水系	黒部川	富山県	黒部市、入善町	黒部河川事務所 河川管理課	0765-52-4687	<a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/kurobe/">https://www.hrr.mlit.go.jp/kurobe/</a>
常願寺川水系	常願寺川	富山県	富山市、立山町	富山河川国道事務所 河川管理課	076-443-4720	<a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/">https://www.hrr.mlit.go.jp/toyama/</a>
神通川水系	神通川、井田川、熊野川	富山県	富山市			
庄川水系	庄川	富山県	高岡市、射水市、砺波市			
小矢部川水系	小矢部川、渋江川	富山県	高岡市、射水市、小矢部市、南砺市			
手取川水系	手取川	石川県	白山市、能美市、川北町	金沢河川国道事務所 河川管理課	076-264-9916	<a href="https://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/">https://www.hrr.mlit.go.jp/kanazawa/</a>
梯川水系	梯川	石川県	小松市			

作成：農林水産省 畜産局 飼料課(03-6744-2399)

国土交通省 水管理・国土保全局 河川環境課(03-5253-8448)

令和5年10月